

国立大学法人和歌山大学監査室規程

制 定 平成20年12月16日

法人和歌山大学規程第 887 号

最終改正 平成26年 3月28日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学組織規則第18条第4項に基づき、国立大学法人和歌山大学監査室（以下「監査室」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 監査室に、室長を置く。

- 2 室長は、学長の命を受け、監査室の業務を掌理する。
- 3 監査室に監査係を置く。
- 4 監査係に係長を置く。
- 5 係長は、室長の命を受け、監査係の事務を処理する。
- 6 監査係に主任及び係員を置くことができる。
- 7 主任及び係員は、上司の命を受け、監査係の事務に従事する。

(業務)

第3条 監査室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 内部監査の企画・立案、連絡調整及び実施に関すること。
- (2) 外部監査に係る連絡調整に関すること
- (3) 監事の行う監査の補助に関すること
- (4) 会計監査人との連絡調整に関すること。
- (5) 所掌事務の調査、統計及び報告に関すること
- (6) その他学長が必要と認める監査に関すること。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、監査に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年12月16日から施行し、平成20年10月1日から適用する。
- 2 国立大学法人和歌山大学監査室設置要項（平成19年11月1日学長裁定）は、廃止する。

附 則（平成21年1月27日一部改正：法人和歌山大学規程第896号）

この改正規程は、平成21年2月1日から施行する。

附 則（平成21年7月23日一部改正：法人和歌山大学規程第940号）

この改正規程は、平成21年7月23日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1468号）

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。